令和８年度新十津川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

この方針は、国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として定めるものとする。

２　用語の定義

この方針における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

３　方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、新十津川町の全組織とする。

４　調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労支援施設等は、その所在地を町内に有する次に掲げる施設等とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める事業所、施設等

ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所（Ａ型又はＢ型）

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ　地域活動支援センター

（２）障害者基本法（昭和45年法律第84号）の定めるところにより、国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（３）障害者を多数雇用している企業等

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める特例会社

イ　次に掲げる要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所

（ア）障害者の雇用数が５人以上

（イ）障害者の割合が従業員の20パーセント以上

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

（４）在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

５　調達する物品等

分野を限定せず調達に努める。

６　調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、次のとおりとする。

目標額　25万円

７　調達の実施

（１）障害者就労支援施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部局へ情報提供を行う。各部局は、その情報を基に可能な限り障害者就労支援施設等への

発注に努める。

（２）調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第１号又は第３号に基づく随意契約を活用する。

８　調達方針及び実績の公表

（１）本町における調達方針を策定し、又は、見直したときは、町ホームページ等により公表する。

（２）町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

９　調達方針の有効期間

この方針の有効期間は令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。

10　担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課子育て・福祉グループとする。